

# 住宅手当緊急特別措置事業について

厳しい経済情勢の中で、離職に伴って住宅を喪失する等の状態にある方が、住宅の確保等のための支援を受けながら再就職の実現に取り組んでいただけるように、新たな支援が始まりました。

## 対象者

- 長生郡にお住まいで、次のすべてを満たす方。
- ① 2年以内に離職した方。(離職時の雇用形態や理由は問いません。原則として離職関係の証明書が必要です。)
  - ② 離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。
  - ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みを行う方。
  - ④ 原則として収入のない方。(一時的な収入がある場合には、生計を一とする同居の親族の収入の合計が、次の金額以下であること。  
単身世帯：8.4万円 複数人世帯：17.2万円)
  - ⑤ 生活を一とする同居の親族の預貯金の合計が、次の金額以下であること。  
単身世帯：50万円 複数人世帯：100万円
  - ⑥ 住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方。(④及び⑤の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方を「喪失するおそれのある方」とみなします。)

⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付、自治体が発行する類似の貸付又は給付を受けていない方。

※ 手当支給期間中には、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

## 支援方法

支給額：次の金額の範囲内で、家賃の実費分について支給します。

単身世帯：37,200円以内

複数人世帯：48,400円以内

支給期間：最長6ヶ月

支給方法：大家等へ直接支払います。

実施期間：平成21年11月1日(日)～平成22年3月31日(水)まで

## 問い合わせ先

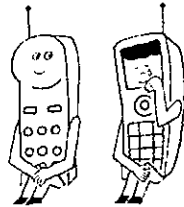
長生健康福祉センター 生活保護課

TEL 0475-22-5167 FAX 0475-24-3419

茂原市にお住まいの方は、茂原市役所社会福祉課にお問い合わせ下さい。

## 自殺予防いのちの電話

ひとりで悩まないで、  
こころの苦しさを  
お話下さい。



24時間・365日

電話 043-227-3900

毎月10日は、フリーダイヤル  
0120-738-556

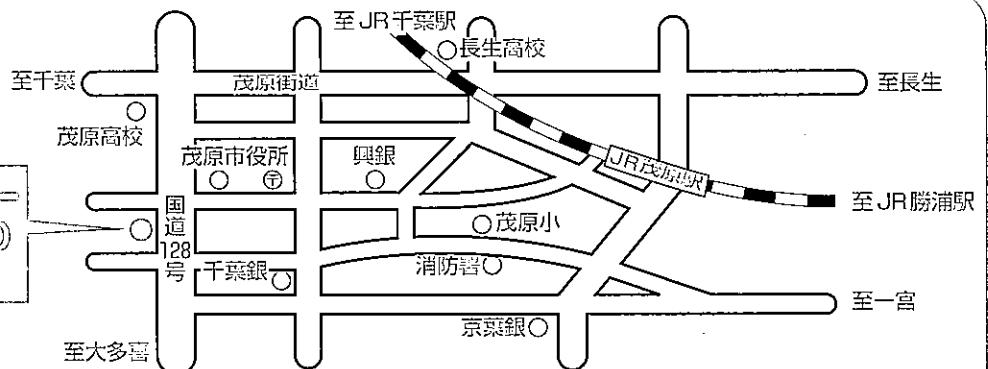
8:00～翌日8:00(24時間無料)

## 犬のしつけ方教室のご案内 (実技講座)

- 日 時 平成22年3月7日(日)  
午後12時30分～午後4時まで
- 会 場 長生合同庁舎 駐車場  
茂原市茂原1102-1
- 費 用 2,000円
- 定 員 20組(飼い犬同伴歓迎)  
同伴条件は生後3ヶ月以上で、登録及び平成21年度狂犬病予防接種済みのこと。
- 申し込み期限・方法  
平成22年2月25日(木)までに、健康生活支援課窓口又は電話で。TEL 0475-22-5167

## 案内図

長生健康福祉センター  
(長生保健所)  
長生合同庁舎2階



交通 徒歩・・・JR茂原駅から約20分茂原市役所向かい

バス・・・JR茂原駅から「大多喜」、「長南」方面行「西町停留所」下車約3分